港区シティプロモーションシンボルマーク 使用の手引き

港区は、陸・海・空の交通結節点であり、東京・日本の玄関口として、日本のみならず多様な人々が集う交流の拠点です。また、竹芝、田町、虎ノ門エリアなど再開発が進み、港区は今なお変化を続けています。区は、港区の魅力やブランドを国内外に広く発信するとともに、区や区民、企業・団体など、港区の力を結集してシティプロモーションに取り組むための拠り所として、平成28年5月、「港区シティプロモーション戦略(以下「シティプロモーション戦略」という。)」を策定しました。

実効性あるシティプロモーションを展開していくためには、区職員一人ひとりがシティプロモーションの担い手としての自覚を持ち、日頃の業務を通じて港区の多彩な魅力やブランドを創造し、支え、そして発信していくとともに、区民や企業・団体など多様な主体を巻き込み、多様な主体の参画を得た協働型プロモーションを展開していくことが必要不可欠です。

こうしたことから、シティプロモーション戦略に基づき、シティプロモーションを全 庁一丸となって推進するとともに、多様な主体との一体感の醸成や更なる協働の推進を 目的として「港区シティプロモーションシンボルマーク(以下「シンボルマーク」とい う。)」を作成し、シンボルマーク活用の方針を「港区シティプロモーションシンボルマ ーク活用方針(以下「活用方針」という。)」として定めました。

区は、活用方針を基にシンボルマークを全庁的に活用していくとともに、より多くの方にこのシンボルマークを活用いただくことで、港区に関わる全ての人の力を結集したプロモーションを目指します。

シティプロモーション戦略に掲げる6つの都市イメージとイメージカラー

今様色

国内外に開かれ多様性を受け入れる都市

杜若

文化芸術の彩りと歴史が息づく都市

きびいる

安全で安心できる都市

常盤色

街並みの美しさで魅了する都市

国 瑠璃色

アクセス性に富んだ便利な都市

赤 橙

温かい優しさと活気に包まれる都市



2 シンボルマークのコンセプト

シティプロモーション戦略に掲げる6つの都市イメージを表すイメージカラーを使い、縦縞に染め上げた「のれん」をモチーフにしています。また、風にゆれる3つに割れた「のれん」は港区の頭文字のMの形にもなっています。

日本の伝統でもある「のれん」は、多くの人を招き入れる、受け入れるものでもあり、 「のれん分け」といった言葉にもあるように、ブランドを表すものでもあります。

このマークは、これまで築き上げてきた"港区(MINATO CITY)"の魅力やブランドが表現されているだけでなく、区の都市イメージを実現すべく果敢に挑戦してく"意気込み"と、多くの人々を受け入れる"想い"が込められています。

3 権利の帰属について

シンボルマークの一切の権利は港区に帰属します。

4 シンボルマークの使用スタイルについて



- ・シンボルマークの拡大・縮小は可能ですが、縦横比は変更しないでください。
- ・原則として「MINATO CITY」の文字と合わせて使用し、文字は指定のデータを用いてくだい。(他のフォントは使用しないでください。)
- ・「MINATO CITY」の文字の位置は上図のとおりとし、やむを得ず違う位置とする場合は、事前に区と相談の上、位置を決定してください。
- ・シンボルマークのイメージを守るために、正しい色、色の順番、形でお使いください。
- ・使用にあたり、不明な点はお問合せください。
- ・CMYK指定は以下のとおりです。印刷機や印刷紙等により色合いが異なる場合が あります。色見本を用意していますので、なるべく同じ色に近づけるように調整し てお使い下さい。



※ シンボルマークのイメージに合わせて色を調整しているため、実際の今様色など とは異なります。

5 背景色との関係

シンボルマークは下記の例を参考にして、常に明瞭に表示してください。





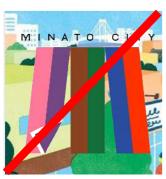








背景とシンボルマークが見分けづらい場合は、白背景を使用してください。













6 使用の手続きについて

港区のシンボルマークは、区だけでなく、多くの方が使用できることを想定しています。この使用の手引きの手続き方法、遵守事項等をお守りいただければ、どなたでも使用できます。区民、企業、団体等の方がシンボルマークを使用する場合は、次の(1)手続き方法に従い、区に使用届出書を提出のうえご使用ください。

なお、区職員や区議会議員、区の外郭団体、関係団体等が、区政に関係する活動の 範囲内でシンボルマークを使用する場合、届出は必要ありません。

(1)手続き方法

- ① 使用に当たっては、「港区シティプロモーションシンボルマーク使用届出書」 を港区にご提出ください。
- ② 届出書を受理した後、利用できる場合は「港区シティプロモーションシンボルマーク使用承諾書」をお送りします。また、電子メールにてシンボルマークの画像データをお送りします。
- ③ シンボルマークを基に作成した物品や実際の使用状況等を確認するため、現物 や写真など、利用状況が分かるものをご提出ください。

(2)遵守事項

作成した制作物を商標登録することはできません。また、次の事項に該当する場合 (該当する可能性がある場合)は、シンボルマークを使用することはできません。ま た、使用する者やそれらに係る商品の品質やサービス等の内容などを保証するもので はありません。

- ① 港区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
- ② 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ③ シンボルマークに近接して企業名、団体名等を表示することによって、区の公的機関であるような誤解を招くおそれのある場合
- ④ 区が特定の個人、企業、団体、あるいは商品、サービス、活動等を支援、推奨、 公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- ⑤ 特定の個人、団体、民族等への中傷を助長させ、第三者の利益を害するおそれ のある場合
- ⑥ その他、区長が不適当と認める場合

7 使用条件

- ・シンボルマークの使用料は無料です。
- ・申請内容と異なる使用や、遵守事項に反した使用が認められた場合は、使用者に対 して改善を求めることとし、改善されない場合、引き続いての使用はできません。
- ・シンボルマークの使用によって生じた問題、トラブル等については、港区は一切関 知しないものとします。また、シンボルマークを使用した制作物による事故、苦情 等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な対応を行ってください。
- ・シンボルマークの使用申請及び使用ができる期間はシンボルマークの商標権の存続 期間内です。

8 問合せ先

港区産業・地域振興支援部産業振興課シティプロモーション担当

〒108-0014 東京都港区芝五丁目36番4号(札の辻スクエア8階)

電話:03-6435-4673(直通) FAX:03-6435-4693

E-mail: minato105@city.minato.tokyo.jp

平成30年4月20日 産業・地域振興支援部 企 画 経 営 部 総 務 部

港区シティプロモーションシンボルマーク活用方針(案)

1 基本姿勢

区は、平成28年5月に策定した「港区シティプロモーション戦略」に基づき、これまで築き上げた"港区 (MINATO CITY)"の魅力やブランドを更に磨きあげ、発信し、確固たるものとするとともに、区民や企業、団体等(以下「区民等」という。)の誇りや愛着、いわゆるシビックプライドの醸成に繋げる「シティプロモーション」の取組を進めています。

こうした中、シティプロモーションを全庁一丸となって推進するとともに、多様な主体との一体感の醸成を目的として平成30年3月に「港区シティプロモーションシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)」を決定しました。シンボルマークのデザインには、区の都市イメージを実現すべく果敢に挑戦していく"意気込み"と、多くの人々を受け入れる"想い"が込められており、区のシティプロモーションを推進する象徴(シンボル)となります。

シンボルマークを区政の様々な場面で積極的に活用することで、職員一人ひとりが シティプロモーションの担い手となり、全庁を挙げたプロモーションを実践するとと もに、区民等との更なる連携、協働を進めるなど、一丸となったシティプロモーションを推進していきます。

2 基本的な考え方

- (1) 区政の様々な場面でシンボルマークを積極的に使用し、区民等に広く周知することで、シンボルマークを定着・浸透させます。
- (2)職員一人ひとりがシティプロモーションの担い手であることを意識し、質の高い 行政サービスの提供や区民等とのコミュニケーションに繋げるツールとして活用 します。
- (3) 区民等との連携、協働をさらに進めるため、区民等が広くシンボルマークを使用できるようにすることで、プロモーション効果を高めます。

3 具体的な取組内容

(1) イベント等における積極的な活用

シンボルマークの認知度及びプロモーション効果の向上のため、全庁の協力のもと、平成30年度以降の区民まつりなどのイベントで使用するほか、区が作成・配布する啓発グッズ等への表示など、区政の様々な場面で積極的に活用します。

(2) 印刷物への掲載

区が作成する冊子やパンフレット等の印刷物にはシンボルマークを掲載することとし、「区が発行する刊行物等への表記について(26港企区第2495号)」にシンボルマークの掲載方法を加えることで全庁的な統一を図ります。

(3) 使用・着用するものへの活用

シティプロモーションの担い手として、シンボルマークとともに港区の魅力やブランドを広く周知するとともに、来訪者とコミュニケーションを図るきっかけとするため、公務連絡カードやネックストラップなどを作成した上で、職員等に配布し使用・着用します。

(4) 区民等の使用の促進

シンボルマークの目的である、区民を含めた多様な主体との一体感の醸成及び更なる協働を進めるため、区ホームページで使用方法を周知するほか、「シティプロモーションクルー認定事業」における取組での活用など、区民等の積極的な活用を促します。

4 適用期間

本活用方針の適用期間は、シンボルマークの商標登録日から商標登録の存続期限である10年間とします。

